

埼玉県公安委員会告示第170号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、次の者を運転免許取得者等検査施設として認定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和4年10月21日

埼玉県公安委員会委員長 桐 澤 重 彦

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社ワイズ

さいたま市西区大字二ツ宮797番地1

田野 知暁

2 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称

アンモータースクール

3 運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地

さいたま市西区大字二ツ宮797番地1

4 運転免許取得者等検査の方法の区分

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第1条第2号に掲げる方法

5 運転免許取得者等検査の方法の名称

運転技能検査同等方法

6 認定を行った年月日

令和4年8月22日